

# 行政機関の保有する裁判記録の開示に関する一考察

小林直樹

## 目次

はじめに

一 裁判記録に係る情報公開訴訟

【事例一】医療過誤訴訟記録開示請求事件

【事例二】訴訟概要資料開示請求事件

【事例三】ゴルフ場開発文書開示請求事件

二 内閣府審査会及び自治体審査会の答申例

1 内閣府審査会の答申の傾向

2 自治体審査会の答申の傾向

三 「裁判の公開」原則と訴訟記録閲覧制度

1 「裁判の公開」

2 民訴訟法上の訴訟記録閲覧制度

3 小括

四 裁判記録と情報公開との関係

1 個人情報開示の例外的開示

- 2 裁判記録の公領域情報該当性
- 3 裁判記録の公表目的情報該当性
- 4 裁判記録の例外的開示とプライバシー保護  
おわりに

## はじめに

憲法八二条は「裁判の公開」原則を定め、傍聴の自由を保障する。しかし、裁判の全体を把握するためには傍聴のみでは不十分であり、訴訟記録に接する必要がある。

民事事件および行政事件については、民事訴訟法上の訴訟記録閲覧制度を利用し、裁判の内容を知ることができ、この閲覧手続きを定めるのが民事訴訟法九一条であるが、同条一項によると、何人も「訴訟記録」を閲覧することができ、また同条三項によると、当事者および利害関係を疎明した第三者のみに「訴訟記録」の謄写、その正本・謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書<sup>1</sup>の交付が認められている。刑事事件の記録については、刑事訴訟法五三条および刑事確定訴訟記録法が定める閲覧制度により、検察官が保管する「訴訟記録」を、一定の条件の下で何人も閲覧することができる<sup>1</sup>。

国または自治体が当事者となった民事事件および行政事件の「訴訟記録」については、民事訴訟法上の訴訟記録制度を利用して情報を得ることができるが、他の方法として、情報公開制度を通じて記録の入手が考えられる。すなわち、国および自治体は、民事・行政事件の当事者であれば、裁判所に提出した訴状や書証、または判決の写しを保有することから、情報公開制度を利用して記録の入手が可能となる。

ただ、訴訟記録について二つの入手方法があるとしても、訴訟記録閲覧制度による「訴訟記録」の閲覧と情報公開制度による記録の開示とは、公開の方法に差異があるほか、公開の範囲が必ずしも一致しない。例えば、訴訟記録中の個人情報についてみると、訴訟記録閲覧制度における閲覧の拒否または制限は、裁判が非公開となった場合や私生活やプライバシー侵害といった極めて限られた条件の下で認められるが、他方、情報公開制度を利用する場合、訴訟記録閲覧制度の下では閲覧制限を課されない個人情報まで、個人識別情報として不開示になることもありうる。この様に、両制度が交錯する領域において、公開範囲に齟齬が生じ、情報公開制度の下では不開示の範囲が必要以上に拡大してしまう問題が考えられうる。

本稿では、「訴訟記録」の入手に際して、情報公開制度も有効な方法であるということ踏まえて、近年、散見される行政機関の保有する「訴訟記録」、とりわけそこに含まれる個人情報の開示に焦点を絞り、裁判の記録の開示について考察する<sup>②</sup>。

なお、民法に定める「訴訟記録」については、当事者から裁判所あてに提出される訴状・答弁書・準備書面・書証の写し・各種の訴訟上の申立書や、裁判所が作成する各種調書・証拠保全記録・判決書その他の裁判書の原本又は正本、その他送達報告書・調査嘱託又は鑑定嘱託によって得られた報告書を指すと解する<sup>③</sup>。そのうえで、本稿では、裁判所に保管される「訴訟記録」と国の行政機関や自治体が保有する同一の訴訟記録との混同を避けるため、国の行政機関と自治体が保有する訴訟記録については、「裁判記録」とすることを予めお断わりしておく。

#### 一 裁判記録に係る情報公開訴訟

国の行政機関および自治体が保有する訴状や判決書等の裁判記録に係る情報公開訴訟では、管見によれば、積極

的に開示を認めたものが少なくない。なかでも記録の一部に含まれる個人情報については、公領域情報該当性を認め開示を命ずる判決が散見される。いかなる理由から開示または非開示という結論になるのか。その理由を探るため、次の三つの事例をみていきたい。

### 【事例一】医療過誤訴訟記録開示請求事件

#### 事件の概要

高知県在住の原告が高知県情報公開条例<sup>①</sup>に基づき、被告高知県知事に対して、高知県又は高知県知事を当事者として係属中の民事訴訟事件および行政訴訟事件の訴訟記録の一部（訴状、答弁書、控訴状および控訴理由書）の開示を求めたところ、被告は、一九件の事件記録を開示したが、その際に医療過誤訴訟三件の記録については、患者の氏名等（亡き患者の氏名、住所、亡き患者の友人の氏名に関するもの）の部分が、同条例六条一項二号の個人情報に該当するとして非開示とし、また、八件のいわゆる本人訴訟（うち一件は本件医療過誤訴訟と共通）の記録については、各事件の原告個人の印影の部分が実印等の可能性があるとして本件条例六条一項五号に該当するところから非開示とした。

#### 高知地裁判決（二〇〇五「平一七」・九・二三日）<sup>②</sup>

高知地裁は原告の主張を認め、①民法九一条および九二条の運用において、原則閲覧の実態があること、②訴訟記録閲覧制度と情報公開制度の公開方法の違いを理由として医療過誤訴訟の裁判記録が条例六条一項二号ただし書に該当しないと解するのは適當ではないこと、③医療過誤訴訟の裁判記録中のプライバシー情報の開示は適切であるか否かについては疑問がないとはいえないが、公領域情報である記録の一部を非開示とする規定が存在しな

いことから、非開示処分を取消した。また、印影については「他に何ら具体的な根拠もないのに、単に実印等の印影である可能性があることを理由に非開示とする処分をすることは許されない」として非開示処分を取消した。高知地裁が原告の主張を認容したため、これを不服として被告は控訴した。

#### 高松高裁判決（二〇〇六「平一八」・四・二四）<sup>6</sup>

高松高裁は、請求対象となった裁判記録について、条例三条、同六条一項二号ただし書ア、同号ただし書イに該当するか否かについて、詳細な検討を展開している。

##### （一）条例六条一項二号ただし書ア該当性

「民訴法九一条二項…及び同九二条…に例外規定があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧できることにはなっていない」。「訴訟記録の閲覧について、平成九年八月二〇日付け最高裁総三第九七号総務局長通達『事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて』によれば、訴訟記録の閲覧を希望する者は、できる限り、裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票…に基づき申請しなければならない」ということから、「民事事件記録等閲覧・謄写票によると、訴訟記録の閲覧を希望する者は、（一）訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧を希望する訴訟記録を特定しなければならない、（二）更に、申請人資格（当事者・代理人・利害関係人・その他）、閲覧等の目的（訴訟準備等・その他）を明らかにしなければならない」。「被控訴人・原告」が、高知県知事に対し本件開示請求をした際に、高知地方裁判所及び高松高等裁判所…に対し、『高知県又は高知県知事を当事者とし、現在係属中の民事訴訟事件、行政訴訟事件』という特定のみで、その訴訟記録の閲覧を申請しても、閲覧を希望する訴訟記録がいまだ特定していないとの理由で、閲覧が拒否されるものと思われ「…」…裁判所書記官は、民事事件記録等閲覧・謄写票に記載された申請人資格、閲覧等の目的から判断して、明らかに閲覧請求権の濫用と認めら

れる場合には、民訴法九一条一項の解釈としても、閲覧を拒否することも可能である」。

「訴訟記録の閲覧については、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名で特定していなければ、閲覧を拒否されるし、また、場合によれば、裁判所での訴訟記録の閲覧が、閲覧請求権の濫用として拒否される場合があるのだから、本件患者の氏名等が記載された訴訟記録は、本件条例六条一項二号ただし書アの『法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報』には該当しない」と判示した。

## (2) 条例三条該当性

「訴訟記録」については、「個人のプライバシーを侵害しないとはいえないことが明らかであり、医療過誤訴訟記録中の病状等個人の心身の状況に関する情報は、保護の必要性が高い」こと、および「問題とされる個人に関する情報の保護の必要性及び非開示にすることによる県民等の知る権利に与える影響等を勘案して、決定されるべき」ということから、条例三条の解釈運用を踏まえて、条例六条一項二号ただし書アの意味を「弾力的に解釈」し、「非開示は」条例三条の趣旨を忠実に遵守したものであり、許された解釈手法である」と判示した。

## (3) 条例六条一項二号ただし書イ該当性

「患者本人あるいは遺族にとつては、医療過誤訴訟を起すのはやむにやまれない感情等があつて、仕方なく訴訟を提起しているのであつて、患者本人あるは亡くなった患者の病状、死亡状況が世間一般に知れても仕方がないと思つてゐるわけではなく、訴訟になつたとしても、できうる限り亡くなった患者の病状、死亡状況等は秘密にしておきたいと思うはずのものであり、こうした遺族の感情は最大限尊重されるべき」。「医療過誤訴訟の訴訟記録は、

患者個人あるいは遺族が『公表を目的として作成し、又は取得した情報』であるとは認められない」ので、公表目的の情報には該当しないと判示した。

### 【事例二】訴訟概要資料開示請求事件 事件の概要

埼玉県上福岡市の住民である原告らが、上福岡市情報公開条例<sup>7)</sup>に基づいて被告上福岡市に対して「上福岡市が当事者になった平成九年度以降の訴訟の概要が分かる資料（訴訟費用の明細を含む）」の開示請求をしたところ、当該資料中の裁判記録に含まれる個人情報、および市と弁護士とのやりとりを記した資料について、前者は個人情報情報に該当すること、および後者の資料は裁判所に提出されない内部文書であることから事務事業情報に該当するとして一部非開示処分が下された。原告らは当該処分<sup>8)</sup>の取消を求めて出訴した。

#### さいたま地裁判決（二〇〇三「平一五」・一〇・一五）

さいたま地裁は、「訴訟記録の閲覧によって把握し得る情報は、不動産登記簿や商業登記簿等に記載されている情報（これらは常に何人も閲覧や謄写請求できる形で公にされている。）等とは異なる」ること、「訴訟記録の謄写は民訴法上は当事者又は利害関係ある第三者に限り認められているものであり」、……訴訟に無関係な第三者でも情報公開制度を利用して訴訟記録の写しを入手し得るとなると、民訴法九一条三項の趣旨に反し、ことに訴訟が係属中のときは不必要な混乱をもたらすおそれを否定できず、…訴訟事務の適正な執行を著しく困難にするおそれがある」とした。

また、同判決は上福岡市訴訟概要資料中の裁判資料に含まれる個人情報の公領域情報該当性を認めず、市と弁護士

士とのやりとりを記した資料についても事務事業情報に該当するとして非開示処分を支持した。

東京高裁判決（二〇〇四「平一六」・四・一四）<sup>9</sup>

原判決に対し、東京高裁は、記録に含まれる個人情報公領域情報該当性を次のように積極的に認めている。すなわち、「裁判所に係属した訴訟事件の記録については、…何人も「民訴法」九一条第一項に基づいて…各訴訟記録を閲覧することにより、了知可能な情報であると認めざるを得」ない。民訴法九一条第二項の公開禁止および同法九二条の秘密保護のための閲覧制限等については、「民訴法」九二条においては、秘密保護のための訴訟記録の閲覧制度が定められているが、同法九一条第二項の措置が取られる事件はほとんどなく、同法九二条の措置が取られる事件もごく少数であることは、当裁判所において顕著な事実」であるとす。

裁判記録が公領域情報に該当しないと解することは「民事訴訟法に基づく訴訟記録の公開原則及び実態にそぐわないものであり、相当でないというべき」であり、「条例」による情報公開は、『閲覧』のみでなく、『写しの交付』の方法によることも可能とされており、他方、民事訴訟法においては、当事者以外の第三者が訴訟記録の謄写、謄抄本の交付等を求めるためには、利害関係の疎明を要すると定められているが、この様な公開方法の違いをもって「条例」六条第一号ただし書Aが本件個人識別情報に適用されないと解することも適当でない」と判示した。

なお、訴訟準備のため上福岡市の代理人となった弁護士への依頼により同市が作成した資料および起案文書については、裁判所に提出されない内部文書であり、開示によって、訴訟事務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあることから、事務事業情報に該当するとして当該部分の非開示を支持している。



### 【事例三】ゴルフ場開発文書開示請求事件 事件の概要

岐阜県在住の原告らが岐阜県知事に対し、岐阜県情報公開条例<sup>10)</sup>に基づき、県内で開発中およびコース増設中のゴルフ場について地元の自治体および開発業者から県が取得した文書、および県が作成した文書について開示請求を行ったところ、当該文書類に含まれた別の裁判の判決書中の個人の氏名および法人情報については、個人識別情報および法人情報に該当するとして、一部非開示となった。原告らは、これらの処分の取消しを求め出訴した。

#### 名古屋地裁判決（二〇〇四〔平一六〕・五・二六）<sup>11)</sup>

名古屋地判は、非開示となった県保有の判決文中の個人の氏名について触れ、「訴訟の原告が誰かという情報は、民事訴訟法九一条により裁判所において何人でも閲覧することができるものである」と論じ、請求対象となった文書のうち判決書の氏名を開示すべきとした。

#### 名古屋高裁判決（二〇〇五〔平一七〕・三・二五）<sup>12)</sup>

名古屋高判は、原判決で論じられた民事訴訟法九一条の閲覧制度について敷衍し、次のように論じている。すなわち、「〔条例〕六条一項一号ただし書イの適用については、当該閲覧にかかる法令等が、その文言上は閲覧等の請求主体を制限しないように見えても、同請求の目的が制限されており実質的には何人にも閲覧等を認める趣旨ではないときにはこれに該当しないと解される…ところ、訴訟記録中の当事者名の閲覧が制限されるのはごくまれな事態であって、ゴルフ場にかかる開発許可取消請求たる行政訴訟の原告名の閲覧が制限されることは通常想定しがたいから…、同情報については実質的には何人にも閲覧等を認める趣旨ではないときに該当しないことは明らかである」から、請求対象となった文書のうち判決書の氏名を例外的に開示するべきであると判示した。

## 二 内閣府審査会及び自治体審査会の答申例

### 1 内閣府審査会の答申の傾向

情報公開法の下でも、行政機関が保有する裁判記録の開示請求に関する答申が散見される。

内閣府審査会（情報公開・個人情報保護審査会）答申を概観すると、訴訟記録閲覧制度の趣旨が「裁判の公正と司法権に対する信頼確保」を目的としたものであつて情報公開制度とは異なること、民訴法上では第三者に対して写しの交付を認めず閲覧のみを認めていること、「訴訟記録」が一般に公にされたとしても閲覧の制限があることを論拠として、裁判記録の公領域情報該当性を認めず、そこに含まれる個人情報についての例外的開示に消極的な傾向にあることが見受けられる。次に答申をみていきたい。

#### 【答申例一】「1993年の死刑執行命令書及び死刑執行始末書の不開示決定に関する件」

内閣府審査会答申平成一三年度答申第八五号（二〇〇一「平一三」・一一・一三）は、「裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものである。その限度において、当該裁判の被告人やその関係者はプライバシーを開披されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを越えて、個人の名誉や信用にかかわる個人情報である死刑判決その他の有罪を受けたという事実がいかなる場面にいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであると断言することはできない。したがって、死刑判決が公開の法廷により言い渡されたことをもって、これらの情報が「情報公開法五条一号ただし書イ」に該当するものと認めることはできない」として、不開示を支持する答申を出した。

【答申例二】「特定市民団体のメンバーが特定政治団体の平成一六年の政治資金収支報告書の不開示処分の取消しを求めた訴訟に係る訴状等の一部開示決定に関する件」

内閣府審査会平成一九年度答申第六五号（二〇〇七「平一九」・五・二八）は、審査請求の答申において次のように述べた。すなわち、「訴訟記録の閲覧手続きを定めた民事訴訟法九一条及び九二条…においても、一定の場合には閲覧等の制限が認められており、訴訟記録の閲覧制度や裁判の公開は、そもそも、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない」。

「公表慣行が認められるとした場合、…個人の実名や当該個人にとって、およそ他人に知られたくない機微な事項が含まれている場合であっても、すべて公にしなければならぬことになるが、個人情報保護を図りつつ行政文書の開示を認めようとする法がそのような事態を予定しているものとは認めがたい」として、訴訟記録閲覧制度の目的・趣旨を勘案したうえで、訴訟記録中の個人情報情報は情報公開法五条一号ただし書イに該当しないとす。

また、裁判の事件番号部分の不開示処分についても検討し、民間業者の独自取材・編集に基づく刊行物等に事件番号が記載されることをもって公表慣行があるとはいえないが、最高裁判所の判例検索システム及び各裁判所のホームページにおいて、特定事件の事件番号や判決書が公表されていることから、「国等の設置・発行に係るホームページや刊行物に現に事件番号が記載されている場合については、その掲載の趣旨・目的等が情報公開制度と相容れないなど特別の事情がある場合を除き、当該事件番号には公表慣行があると言うべきである。…本件事件番号

は、総務省行政管理局情報公開推進室発行の：刊行物に登載されており、総務省のホームページにもその旨登載されている。当該刊行物等は、情報公開制度の施行状況を広く国民に明らかにすることを目的として発行されたものであつて、情報公開制度の趣旨・目的と正に軌を一にするものであるから、本件事件番号については、公表慣行があると言ふべき」との答申を出している。

なお、この答申で論じられた「訴訟記録」の公領域情報該当性の判断部分は、後の類似の事案でも引き続き論じられているが、いずれの答申においても消極的な結論となつている。<sup>13)</sup>

## 2 自治体審査会の答申の傾向

自治体の審査会答申における裁判記録に係る開示請求事例の結論は、訴訟記録閲覧制度の運用実態に着目し、記録に含まれる個人情報や公領域情報として積極的に開示を求める答申と、内閣府審査会答申と同様の理由から開示に消極的な答申とに分かれている。具体的には次のような答申がある。

### (1) 積極的な答申例

#### 【答申例三】

「三重県」が争訟に関わる事件での裁判所提出文書の決済の過程が分かる全ての文書、弁護士との打ち合わせ記録の開示請求に対して、裁判記録中の個人情報の部分について非開示決定が下されたことにつき、三重県情報公開審査会答申第二四二号（二〇〇六〔平一八〕・七・三二）は、民事訴訟法九一条の訴訟閲覧制度の規定があることから、訴訟記録上の個人の氏名、印影、住所などは、公領域情報に該当し、「個人に関する情報ではあるが、非開示にする理由はな「い」との開示を認める積極的な答申を出している。ただし、「訴訟記録の閲覧が不可能な場

合には、訴訟記録を含め、その他の県が保有する公文書の開示にあたっては、条例の規定に則って開示あるいは非開示の判断をすることになる」と付言する。

## (2) 消極的な答申例

### 【答申例四】

療育手帳交付に係る裁判において、裁判所へ提出された訴訟記録等の開示請求に対して、個人情報を含むものについて一部非開示にしたことにつき、埼玉県情報公開審査会答申第五四号（二〇〇五「平一七」・九・一三）は、「裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づいて、原則として訴訟手続きが公開法廷で行なわれ、訴訟記録が一定の範囲で閲覧に供されているが、他方で、個人のプライバシー保護の観点から制約を受ける場合があることは否定できない。この様な趣旨で定められている訴訟記録の閲覧制度は、情報公開条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものである」として、記録中の個人情報について例外的開示の対象とはならないとの答申を提出した。

### 【答申例五】

水戸市に対して同市が保有する「平成19年（ワ）第315損害賠償請求事件の訴状」の開示請求において、訴外の氏名について一部非開示決定が下されたことにつき、異議申立てに際して、異議申立人は、非開示となった訴外の氏名は公人である市議会議員の氏名であること、請求対象となった情報は議会の議事録、報道によって公になっていることを主張するが、水戸市情報公開・個人情報保護審査会平成一九年答申第三号（二〇〇七「平一九」・一

二・二七)は、「民事訴訟法第九一条の規定による訴訟記録の閲覧については、閲覧を希望する事件の番号等を特定し、目的を明らかにしなければ閲覧を拒否され、また、同法九二条の規定により閲覧に制限が加えられる場合が定められている」として、水戸市情報公開条例七条二号ア所定の公領域情報には該当しないと判断を示している。

### 【答申例六】

大牟田市市長に対する「市立総合病院での医療行為をめぐる訴訟『損害賠償請求事件福岡地裁 平成20年(ワ)2992号』の訴状」の開示請求に対して、個人情報に係る部分について一部非開示決定処分が下されたことにつき異議申立てがなされたため、大牟田市情報公開審査会答申平成二二年答申第九号(二〇〇九「平成二二」・二・一三)は次のような答申を出した。

まず、裁判記録の公領域情報該当性の判断に際して、①開示請求の対象である訴状の閲覧主体の範囲および②訴法上の情報取得の方法という二点について検討し、①については、閲覧制限に現にかかっておらず、また今後もある可能性の低い情報については、公領域情報に該当すると考えてもよいとし、「訴状」については当事者が民法九二条に基づき訴状の閲覧制限を求める可能性は低く、何人も閲覧できると考えられるとした。また、②については、民法九一条三項の趣旨を踏まえると「訴訟記録」の公開方法は「閲覧」に限定されているが、同条は訴訟記録の公開請求者に対して「情報を提供する場合について定めたものであり、裁判所による訴訟記録の提供を閲覧のみに限定したものとは思われない」こと、「条例において写しを公布したとしても、民法の禁ずる方法で訴訟記録を公開したことにはならないから、条例の観点から、訴状公開の方法を検討してよいと考えられる」と示している。

ただし、プライバシーへの配慮から、「個人の氏名、住所等を非公開にすれば、プライバシーの侵害の程度は低い」として、①および②を踏まえて、個人の氏名、住所等を非開示とし、患者の体温や診断名、病状等については開示するべきとの答申がなされた。<sup>14)</sup>

### 三 「裁判の公開」原則と訴訟記録閲覧制度

#### 1 「裁判の公開」

国の行政機関および自治体が保有する裁判記録の公開に係る事例において、まず憲法八二条の「裁判の公開」原則の射程が民法上の訴訟記録閲覧制度まで及ぶのかが論点となる。また、それに続き、民事訴訟記録閲覧制度の目的および運用の実態も論点となる。

まずは「裁判の公開」原則の射程を考察し、続けて民事訴訟記録閲覧制度について考察していきたい。

#### (1) 消極説の立場

憲法八二条一項の「裁判の公開」原則の趣旨は、通説において、「裁判の対審及び判決」に限って公開を保障することを意味すると解されている。つまり、裁判官の面前で行われる手続、訴訟当事者が口頭で主張する「対審」と、民事訴訟や行政訴訟、刑事事件における裁判所の理由ともなう判断である「判決」が公開の対象となると解される。したがって、「裁判の公開」原則は、訴訟記録の一般公開までも要求するのではなく、どこまで公開するかはもっぱら立法政策の問題となる。<sup>15)</sup>

判例は、通説と同様に、「裁判の公開」原則の射程を限定的にかつ消極的に解する。例えば、法廷内における写真撮影の制限の是非が争われた事例において最高裁判決（最大判一九五八〔昭三三〕・二一・一七）<sup>16)</sup>は、「手続きを一

般に公開してその審理が公正に行なわれていることを保障する趣旨にはかならない」と論じ、いわゆる「法廷メモ訴訟」最高裁判決（最大判一九八八「平元」・三・八）<sup>(17)</sup>は、「憲法八二条一項」の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある」と論じ、先例を踏まえて限定的な立場を繰り返して論じている。また、刑事確定訴訟記録の閲覧不許可処分にかかる事案において、最高裁（最三小決一九九〇「平二」・二・一六）<sup>(18)</sup>は、「憲法二一条、八二条は」刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでも認めたものではない」とも論じている。最高裁の示す解釈をみると、「裁判の公開」原則の射程は、ぶれることなく消極的に捉えられたものであるといえる。

## (2) 積極説の立場

消極説に対しては、「判決」は公開法廷で行われることから「判決書は公開されるべき」との積極的な見解も有力である。<sup>(19)</sup>例えば、①憲法八二条一項の「裁判の公開」の趣旨を積極的に解することにより「対審及び判決」に限定せずに「訴訟記録」の公開をも含むとの見解、<sup>(20)</sup>②憲法八二条の裁判の公開の保障は可能な限り広くなければならず、訴訟記録の公開までの保障を欠く「公開」については、公開の意義を半減させ、公開原則の趣旨にも反するという見解、<sup>(21)</sup>③プライバシー保護の必要がある場合を除いて閲覧を認めるのが憲法の要請に適用との見解、<sup>(22)</sup>さらに一歩踏み込んで④憲法八二条は、「対審」の公開を定めているだけではなく、訴訟記録の原則的公開を定め、国民は憲法二一条に基づき裁判記録を閲覧する権利をもっていると考えるべきであるとの見解、<sup>(23)</sup>そして⑤憲法八二条一項の通説的な理解にたちつつも、訴訟記録の公開の要請は、憲法二一条から導かれる「知る権利」の一つの重要な内容——裁判という国家作用に関わる情報の開示請求権——として当然そこに含まれるという見解がある。<sup>(24)</sup>



### (3) 「裁判の公開」原則の射程

憲法八二条の「裁判の公開」原則の解釈をめぐり、個々の国民にまで傍聴の権利を認めるものか否かについて見解の対立がある。しかしながら、そもそも公開原則の趣旨が、裁判の公正さと裁判への信頼を確保することであるならば、「傍聴の自由」の保障にとどまらず、むしろ裁判の全体の把握を容易にするために、何人も等しく裁判情報へのアクセスができるように、具体的に保障することが憲法の要請であると考えられる。そのためにも、「裁判の公開」原則の射程は、訴訟記録閲覧制度まで及ぶと積極的に解する立場の方が「裁判の公開」原則の趣旨に合致するといえよう。<sup>(26)</sup>

## 2 民訴法上の訴訟記録閲覧制度

### (1) 訴訟記録閲覧制度の概要

民訴法九一条一項は「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」とし、「訴訟記録」の閲覧請求権を保障する。この規定は、憲法八二条の「裁判の公開」原則の趣旨を徹底する目的から設けられ、旧民訴法一五一条一項を受け継いだものとされる。<sup>(26)</sup>さらに、閲覧制度は閲覧にとどまらず、民訴法九一条三項において、当事者及び利害関係を疎明した第三者のみに謄写、その正本・謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求権が認められている。ただし、閲覧の対象となる「訴訟記録」が何であるかということについては、九一条において明定されていない。

なお、通常、「訴訟記録」とは、当事者から裁判所あてに提出される訴状・答弁書・準備書面・書証の写し・証拠説明書・証拠申出書・各種の訴訟上の申立書・訴訟委任状や、裁判所が作成する口頭弁論調書・弁論準備手続調

書・和解期日調書・証拠調調書・証拠保全記録・判決書その他の裁判書の原本又は正本、その他送達報告書・調査嘱託又は鑑定嘱託によって得られた報告書などが含まれると解されている。<sup>(27)</sup>

## (2) 訴訟記録の閲覧制度の運用

### (i) 訴訟記録の閲覧の拒否

民訴法九一条一項に基づいて「訴訟記録」の閲覧請求がなされた場合、裁判所は原則として閲覧請求を拒むことはできないとされる。ただし、「訴訟記録の保存又は裁判所の職務に支障があるとき」(同条五項)に限っては閲覧請求を例外的に拒否できるとされる。<sup>(28)</sup> 拒否事由の例として、訴訟記録が破損して閲覧に供すると保存が困難になる場合、及び判決の評議、判決の草稿の作成のため、各裁判官において常時訴訟記録を参照する必要がある場合を挙げることができる。<sup>(29)</sup> このほかには、【事例二】高松高裁判決も示すように、閲覧請求権の濫用と認められる場合も挙げられる。<sup>(30)</sup> 確かに、制度の濫用により大量の閲覧請求がなされると裁判事務が遅滞することは想像に難くない。しかしながら、実務上、閲覧請求者は閲覧の理由を明らかにする必要があることから、実際には閲覧請求権の濫用を理由とした拒絶は、ほとんど不可能に近いとの指摘もある。<sup>(31)</sup> それゆえ、九一条五項所定の「支障」や裁判例において示されるような極めて限られた事情を除き、原則的に閲覧を拒むことができないと考えられる。<sup>(32)</sup>

### (ii) 裁判の公開禁止と訴訟記録の閲覧制限

「訴訟記録」の閲覧については、民訴法九一条二項および九二条に基づき例外的に制限されることもある。

例えば閲覧制限が課されるのは、憲法八二条及び裁判所法七〇条に定める公序良俗を害するおそれを理由として、「裁判の公開」が禁止される場合である。その結果、民訴法九一条二項に基づき、口頭弁論に係る「訴訟記録」、

すなわち、公開を禁止した口頭弁論の調書、当該弁論において陳述された書面、書証等として提出された書面の一般的な閲覧は制限を受けることになる。ただし、当事者及び利害関係を説明した第三者に限っては、閲覧の請求が認められている。<sup>(33)</sup>

もっとも、訴訟記録閲覧制度の趣旨は、憲法八二条一項の「裁判の公開」原則を徹底することであると解されるので、訴訟記録中、公開禁止の趣旨に反しない限り部分的に当事者か利害関係人以外にも閲覧は許されるべきであろう。例えば、判決書やその言い渡し期日の調書については、閲覧が許されるべきであり、また、公開を禁止された弁論期日についても、その呼び出し状や書面の送達関係書類などは閲覧が許されるべきであろう。<sup>(34)</sup>

### (iii) 記録閲覧制度とプライバシー・営業秘密の保護による閲覧制限

閲覧制限は、先の「裁判の公開」の禁止に伴う場合のほか、プライバシーおよび営業秘密の保護を理由とする場合もある。

平成八年改正以前の旧民法には、訴訟記録に個人のプライバシーや企業の営業秘密が含まれていたとしても閲覧制限をなすための規定が存在しなかった。そのため、訴訟審理を介して非公開にされるべき記録が公になった場合、実効的な救済をうけることが困難となることから、憲法三二条の保障する「裁判を受ける権利」が侵害されると考えられた。この様な事態への対処から、改正民法では、「訴訟記録」を公にすることで生ずる問題を調整する民法九二条が新設された。<sup>(35)</sup> これにより、訴訟当事者からの閲覧制限の申出がなされると、裁判所が個人の秘密やプライバシーの保護、および営業秘密の保護の必要性があると認めた場合には訴訟記録の閲覧を当事者に限定し、一般人に閲覧の制限を課すこととなった。<sup>(36)</sup> 民事訴訟では私人に関しては家族関係や財産などの私生活に関する情報が訴訟記録に含まれ、また、企業に関しては製品情報や販売マニュアル、経営・営業戦略などの企業秘密が訴訟記

録に含まれることがあるため、憲法一三条「幸福追求権」および二九条「財産権」のほか、三二条「裁判を受ける権利」の趣旨からすると閲覧制限に合理性があると考えられよう。しかしながら、「裁判の公開」原則に鑑みると、秘密保護の対象となる記録については必要最小限であることが要請され、「訴訟記録」全体が、個人のプライバシーや営業の秘密として保護されるわけではないと考えられる。<sup>39)</sup>

民訴法九二条一項一号に定めるプライバシー部分の閲覧制限の要件は、例として三点が挙げられる。すなわち、①「当事者の私生活についての重大な秘密」であり、②「第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ものであることが必要であるとされる。<sup>40)</sup> また、制限の理由となる「重大な秘密」や「著しい支障」の判断については、人や時代によって感じ方が異なるものであるから、かかる判断については、裁判所がその時々々の社会規範等に照らし、一般人を基準として行なわれるものと考えられる。<sup>41)</sup> なお、営業秘密の保護を理由とした閲覧制限については、民訴法九二条一項二号に定められている。その要件は、訴訟記録中の情報に「秘密管理性」「有用性」「非公知性」が認められることとされる。<sup>42)</sup>

民訴法九二条一項一号および二号により、制限の部分が特定の準備書面・書証等を単位とするのであれば、担当書記官は当該準備書面等から取り外して閲覧に供し、また、制限部分が特定の準備書面等の一部であれば、担当書記官は当該準備書面を記録から取り外し、対象部分をマスクした写しを編綴して閲覧に供することとなる。<sup>43)</sup> なお、この際の閲覧制限の対象となった訴訟記録については、九二条三項の手續にしたがって制限の取消請求をすることができる。

#### (iv) 訴訟記録の謄写、正本・謄本・抄本・証明書等の交付の制限

民訴法九一条に定める訴訟記録閲覧制度においては、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、訴訟記録

の謄写、正本・謄本・抄本・証明書<sup>43</sup>の交付、および複写を認める規定が置かれている（同条三項）。ただし、この規定は、一般人に対する謄写や交付、複写を認めてはいない。当事者及び利害関係人のみに限って謄写等が認められる理由は、事件記録と同一の記録を手許において事件の進行に応じて準備をしなければならぬためである<sup>44</sup>。もっとも、実際の運用においては、謄写にわたるようなメモを除いて、一般人が「閲覧」に際して訴訟記録についてのメモをとることは一般に許されると解される<sup>45</sup>。

### 3 小括

【事例一】高知地裁判決、【事例二】東京高裁判決および【事例三】名古屋地裁判決・高裁判決が示すように、原則的に「訴訟記録」の閲覧請求は認められるが、例外的に、非公開裁判における口頭弁論に係る「訴訟記録」については閲覧が拒否され、また、訴訟当事者のプライバシー情報や営業情報を保護するために閲覧が制限される。しかしながら、閲覧に際して制限をうけるとしても、民訴法九二条に基づく制度の運用では、訴訟当事者のプライバシー情報や営業情報を保護しつつも部分的に閲覧を可能にする方法が採られ、閲覧制限の決定に対しては取消申立て手続が定められている。また、謄写の制限についても謄写にいたらない程度で第三者がメモを採ることまで禁止されてはいない。この様に、訴訟記録閲覧制度の下では、閲覧請求者の権利を保障するための手続きが整備され、運用においても閲覧が保障されている。

現在、裁判所の司法行政文書の公開手続は法定化されず、「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」にとどまり、裁判所の保有する情報、すなわち、裁判所の保有する司法行政文書のアクセスビリティの保障は充分とはいえない。これに対して訴訟記録閲覧制度は、民訴法により閲覧請求権および請求手続

が具体的に定められ、「訴訟記録」へのアクセスビリティが法律によって原則的に何人に対しても保障されている。かかる閲覧制度手続きとその運用に鑑みると、現在の閲覧制度は、憲法が保障する「裁判の公開」原則を補完するものであり、情報公開制度と同様に、裁判への「知る権利」が保障されていると考えられよう。

ただ、閲覧請求手続をみると、【事例一】高松高裁判決が論ずるように、「(1) 訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧を希望する訴訟記録を特定しなければならぬ」、「(2) 更に、申請人資格(当事者・代理人・利害関係人・その他)、閲覧等の目的(訴訟準備等・その他)を明らかにしなければならない」こととなる。この指摘からすると、訴訟記録閲覧制度は、形式的には情報公開制度と差異があることは認められる。しかしながら、繰り返しになるが、実際の制度の運用では、情報公開制度と比べて実質的な差異はほとんどないと思われる。<sup>47)</sup>

#### 四 裁判記録と情報公開との関係

##### 1 個人情報開示の例外的開示

情報公開制度において、個人情報の非開示は次の二つがある。一つは、プライバシー等の権利利益を害するおそれのあるものに限って非開示とする「プライバシー保護型」、もう一つは、個人の権利利益の十分な保護のため特定の個人を識別できる情報を原則非開示とする「個人識別型」である。情報公開法は個人識別型を採用するが、その理由はプライバシーの範囲及び内容が不明確であること、個人の権利利益保護の重視、法律の運用安定性及び個人情報保護法制との整合性ということである。これと同様の理由から、多くの自治体においても個人識別型が採用されている。

個人識別型の下、全ての個人情報が開示可能な情報として不開示の対象となるのではなく、次の情報に該当する

場合には例外的に開示されることとなる。すなわち、①法律上閲覧可能な個人情報、②公益性や公表を目的とした個人情報（情報公開法は①と②を五条一号ただし書イにまとめている）、および③公開が公益上必要と認められる情報である。<sup>48</sup>これらの情報を例外的に開示する趣旨は、一般的に公にされている個人情報是不開示情報として保護する必要性が乏しく、プライバシーの侵害を成立しない、あるいは侵害するとしても受忍限度内にあると考えられることから、公領域情報として一般に公開するべきとされる。<sup>49</sup>

情報公開法五条一号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を開示すると定める。「法令の規定」および「公にされ」という文言については、総務省行政管理局『詳解情報公開法』（以下『詳解』）の説明によると、<sup>50</sup>「法令の規定」とは、「何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定」に限定され、「公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合」を規定するならば、「公にされている情報」には該当しないことを意味する。また、「公にされ」とは、「現に公衆が知りうる状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない」こととする。

『詳解』のほか、情報公開立法時の「情報公開法要綱案の考え方」（以下『考え方』）によると、「法令の規定により公にされている情報（登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等）や、慣行として公にされている情報（叙勲者名簿、中央省庁の課長相当職以上の者の職及び氏名等）」は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるので、これを例外開示情報とした<sup>51</sup>とする。もつとも、公になつたとしても、一〇年前に広く報道された事実が、現在は限られた少数の者しか知りうる状態にない場合には、公領域情報には該当しないと考えられている。<sup>52</sup>

個人情報等の公領域情報該当性が争われた事例として、例えば、土地図面の開示請求に際して地権者の氏名が非開示となった事例を挙げられる。かかる事例では、不動産登記法の規定により地権者の氏名を閲覧することが出来ることから、地権者の氏名について非開示とすべきとする結論や、これとは反対に、非開示とする結論ものもあり、裁判例の結論は分かれている<sup>⑤</sup>。そのうち、行政機関が裁判所に提出し、また行政機関が保有する訴状や書証、裁判資料や判決書などの裁判記録が、公領域情報に該当するか否か争われた事例は、「一 訴訟記録の情報公開に関する事例」に取り上げた事例が見受けられる程度である。

次に、先の裁判例および答申例を踏まえて、裁判記録と情報公開制度の関係を考察していきたい。

## 2 裁判記録の公領域情報該当性

### (1) 裁判記録と情報公開法

国の行政機関が保有する訴状や書証、判決書などの裁判記録が、情報公開法五条一号ただし書イの例外的開示規定に当てはまるかについて判断するためには、「訴訟記録」の法的性格を考察する必要がある。先述の「三 裁判の公開」原則と訴訟記録閲覧制度<sup>⑥</sup>において触れたが、非公開裁判における口頭弁論に係る「訴訟記録」は、民法九一条二項に基づいて閲覧制限が課されることがある。また、訴訟当事者から閲覧制限の申立てがなされた後に、裁判所がプライバシーや営業秘密の保護の観点から制限を決定すると、九一条一項に基づき記録の一部に閲覧制限が課されることになる。このほか、訴訟記録の謄写や交付、複写については、九一条三項に基づく制限のように、請求者によって裁判所の対応が異なる。このことから「訴訟記録」に含まれる情報の一部については、「詳解」や「考え方」に例示されるような公領域情報に該当するとは必ずしもいえない。



内閣府審査会の答申をみると、「訴訟記録」の一部分について閲覧拒否や制限をなしうることを根拠に消極的な答申を出している。例えば、【答申例二】は、「裁判の公開」の原則を、「裁判の公開は、裁判の公正と司法権に對する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているもの」として裁判の公開原則を限定的に解しており、更に、手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、「個人の名譽や信用にかかわる個人情報である死刑判決その他の有罪を受けたという事実」について一般的に公表することが許されている公領域情報に該当しないと解している。また、【答申例二】は、「訴訟記録の閲覧手続きを定めた民事訴訟法九一条及び九二条…においても、一定の場合には閲覧等の制限が認められている」ことを根拠に消極的な結論を論じている。

しかしながら、訴訟記録閲覧制度は、「裁判の公開」を受けて原則閲覧の運用が行われており、非公開裁判の「訴訟記録」については、口頭弁論に係る部分のみを閲覧制限し、それ以外は閲覧を可とする運用が行われている。また、訴訟当事者の申し出により個人のプライバシー保護の必要性が高く、特定された部分について閲覧が制限される場合であっても、必要に応じてマスキングを行うあるいは当該部分を抜き取り編綴し、公になったとしても問題の生じない残りの部分を閲覧可能な状態におく運用が行われている。これら実態及び憲法八二条の主旨を考慮すると、裁判記録を一括りにして公領域情報該当性を一様に消極的に解することは、情報公開制度の趣旨と合致せず、適当ではないと考えられる。

思うに、開示請求の対象となつた裁判記録は公領域情報として扱いつつ、そこに含まれる個人情報の開示の適否を、プライバシー侵害等の個々の具体的事情に応じて検討し、開示の当否を判断することも可能であると考えられる。

## (2) 裁判記録と情報公開条例

個人識別型の情報公開条例における裁判記録の開示についても、情報公開法と同様の問題点が見えてくる。例えば【事例一】をみると、高知県情報公開条例六条二項二号ただし書アは「何人も閲覧できるとされる情報」を公領域情報として例外的に開示することを定めている。「高知県情報公開条例運用基準<sup>54)</sup>」によると、閲覧を利害関係人に限定するもの、また、請求の目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨ではないものを含まないとしている。それゆえ、裁判記録については、法律上開示の予定された公領域情報の該当性に否定的であるように読み取れる。

もつとも、【事例二】高知地裁判決は、民訴法九一条および九二条の訴訟記録閲覧制度について次のように論じている。すなわち、①「民事訴訟法九一条二項による公開禁止の措置がとられる事件はほとんどなく、同法九二条による秘密保護のための閲覧等の制限の措置がとられる事件もごく少数であること」、②当事者および利害関係を疎明した第三者に限って訴訟記録の謄写、正本・謄本・抄本・証明書<sup>55)</sup>の交付を認める同法九一条三項の趣旨を、「当事者及び利害関係を疎明した第三者の訴訟準備の必要性と裁判所書記官の負担を調整したもの」と解したうえで、九一条三項の趣旨を例外的開示を定める条例六条一項二号ただし書アの解釈に際して考慮する必要はなく、また、公開方法の違いから例外的開示情報に当たらないと解することは適当ではないこと、そして③「条例中に、訴訟記録の一部につき非開示となしうるような規定が存在しない以上、……解釈によつてこれを非開示とすることは、法令上の根拠を欠く」と論じている。訴訟記録閲覧制度の原則閲覧の運用実態に鑑みて、裁判記録は「何人も閲覧できるとされている情報」に該当すると結論づけていることとなる。

このほか、【事例二】東京高裁判決は、裁判記録を公領域情報に該当しないとすることは、「民事訴訟法に基づく

訴訟記録の公開原則及び実態にそぐわないものであり、相当でないというべき」と判示しており、また、【事例三】名古屋地裁判決および名古屋高裁判決も「訴訟記録中の当事者名の閲覧が制限されるのはごくまれな事態」であるとして裁判記録に含まれる個人情報等の公領域情報該当性を認めている。この様に、自治体の保有する記録の公開に積極的な判決では、訴訟記録閲覧制度の下で「訴訟記録」が一般的に閲覧される状態にあることを踏まえて、裁判記録そのもの、あるいは記録に含まれる個々の情報について公領域情報に該当すると解する。

他方で消極的な見解もある。【事例二】高松高裁判決は、訴訟記録閲覧制度において「訴訟記録の閲覧を希望する者は、できる限り、裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票：に基づき申請し」、「閲覧・謄写票によると、訴訟記録の閲覧を希望する者は、(1) 訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧を希望する訴訟記録を特定しなければならない、(2) 更に、申請人資格(当事者・代理人・利害関係人・その他)、閲覧等の目的(訴訟準備等・その他)を明らかにしなければならない」ということ、また、「訴訟記録の閲覧については、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名で特定していなければ、閲覧を拒否されるし、また、場合によれば、裁判所での訴訟記録の閲覧が、閲覧請求権の濫用として拒否される場合がある」ことから、請求の対象となった裁判記録は、「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」には該当しないと論じている。これと同様に、【事例二】さいたま地裁判決も、「訴訟記録の謄写は民訴法上は当事者又は利害関係ある第三者に限り認められている」として情報公開制度と閲覧制度の差異を取り上げた上で、不特定多数の者が「訴訟記録」を入手することによって生ずる混乱や民訴法九三条の趣旨に反することを指摘し、公領域情報該当性に消極的な判決を下している。

ただ、消極的な見解には、問題がないとはいえない。例えば、【答申例五】にみられるように、訴訟記録閲覧制度の下で公にされても問題が生じない「訴訟記録」中の訴状に記された氏名について、個人情報識別型の情報公開

制度の下では個人識別情報に該当するとして非開示処分を妥当とするが、この様な解釈は情報公開制度の趣旨に合致しないといえよう。むしろ【答申例三】および【答申例六】で示されているように、「訴訟記録」が原則的には公にされているという実態を踏まえて、自治体の保有する裁判記録を公領域情報として扱うことが考慮されるべきであろう。その上で、個人の私生活やプライバシーといった秘匿性の高い情報であるか否かに関して個別的な検討と、開示の適否の比較衡量をおこなない、公領域情報該当性を判断する解釈が適切なのではないだろうか。

### 3 裁判記録の公表目的情報該当性

裁判記録については、公表することを目的とした情報の該当性についても問題となる。この公表目的情報とは、一般公開されている情報、個人が作成し公表した情報、個人が公表されることを了承したことを前提として提供された情報、および、公にすることが慣行となっていて社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのない情報のことであるが、例えば、訴訟記録中の判決書に記載されている特定事件の番号や担当判事の情報については、最高裁判所ホームページの判例データベースや刊行物において掲載されているため、それらを公にすることで特定個人のプライバシーを侵害するおそれは見出せず、公表目的情報に該当すると考えられる。もともと、「裁判」は公開が予定されていることや、同条の趣旨を徹底するために民訴法により閲覧制度が設けられ、「訴訟記録」は原則的に公にされていることに留意するべきであろう。殊に、「判決」、すなわち、裁判所の理由をとまう判断については、裁判所の公明性と裁判所の責任を明らかにするために公開されるのであるから、判決書は公にすることが予定されている情報と考えられよう。

しかし、国の行政機関や自治体の保有する裁判記録の全てが公表目的情報であると解することに問題がないわけ

ではない。**【事例一】**高松高裁判決が示すように、医療過誤訴訟の当事者は「できうる限り亡くなった患者の病状、死亡状況等は秘密にしておきたいと思うはずのものであり、こうした遺族の感情は最大限尊重されるべき」であるから、「医療過誤訴訟の訴訟記録は、患者個人あるいは遺族が『公表を目的として作成し、又は取得した情報』であるとは認められない」という結論に至ることになる。

裁判記録の一部が公表目的情報に該当するとしても、公開により個人のプライバシー侵害が成立する虞がある場合には、プライバシー保護と情報公開との個別的な比較衡量を行い、公開によりプライバシー侵害が認められる具体的なおそれが認められるのであれば、当該部分を非開示とすることも考えられよう。

#### 4 裁判記録の例外的開示とプライバシー保護

裁判に関する報道や最高裁判例データベースに掲載された判決は、訴訟当事者のみならず、関係者個人の氏名や住所を伏せて公表されることが少なくない。また、個人のプライバシー・営業秘密の保護の観点から民訴法九二条に基づき、記録の閲覧が制限されることは先述の通りである。事実上または法律上、記録の閲覧に際しては、プライバシーへの配慮が必要とされることから、行政機関が保有する裁判記録の公開に際しても、慎重であることが求められるの言うまでもない。この様な配慮については、例えば、**【事例一】**高知地裁判決が「法令により何人も閲覧できるとされている開示情報に該当するとしても、医療過誤訴訟等の患者、原告等の氏名、住所及び生年月日等のプライバシーに係る情報を公文書開示の制度により公開することが適切であるか否かについては疑問がないとはいえない」と指摘する。また、**【答申例四】**も、「訴訟記録が一定の範囲で閲覧に供されているが、他方で、個人のプライバシー保護の観点から制約を受ける場合があることは否定できない」と指摘する。

確かに、訴訟記録閲覧制度の下で制限がなされたセンシティブなプライバシー情報、さらには訴訟当事者が公開されることを望まない個人情報までも、公領域情報に該当するとして公開することには疑問の余地がある。このことから情報公開法および多くの情報公開条例に定められている例外的開示規定の解釈において、プライバシーに係る一部分を非開示とすることが考えられよう。しかしながら、かかる解釈について、【事例一】高知地裁判決は、「条例中に、訴訟記録の一部につき非開示となしうるような規定が存在しない以上、被告主張の種々の事情を考慮して、解釈によってこれを非開示情報とすることは、法令上の根拠を欠くことになるから相当でない」とする。この指摘は重要であろう。

【事例二】高松高裁判決が示すように、裁判記録中の個人情報公領域情報に該当しないということの理由を補強するために、プライバシー保護に係る情報公開条例三条を援用し、同条例六条一項二号ただし書アの意味を「弾力的に解釈」し、医療過誤訴訟の訴訟記録の秘匿性をみとめて一部非開示処分を支持する解釈も考えられる。すなわち、個人識別型の規定の下でプライバシー保護型の解釈をとることも考えられる。ただし、条例三条に類する規定がない場合には、同様な解釈が可能であるか否かに留意する必要がある。<sup>56)</sup>

思うに、開示請求の対象となった裁判記録を公領域情報として扱いつつ、そこに含まれる個々のプライバシーに係る個人情報の開示の適否については、原則開示としつつ条例の規定に鑑みて開示の適否を判断することも、一つの方法として考えられよう。

なお、【事例一】に限ってみると、被告高知県が医療過誤訴訟の訴訟記録に含まれる個人情報について民法九二条一項一号の該当性を主張しなかったこと、および当該記録に係る各訴訟についても閲覧制限の措置がとられず既に公にされていた事実を原告は指摘していた。<sup>57)</sup> 民法九二条に基づいて訴訟当事者からの閲覧制限の申請がなさ

れ、個人のプライバシー保護を理由として当該記録については閲覧制限が課されるであろうが、閲覧できる状態におかれていた事実があることから、【事例二】高松高裁判決の考え方を踏まえたとしても、一度は閲覧状態に置かれ公開されたものについては裁判記録に含まれる個人情報情報を公領域情報として開示することが望ましいのではないだろうか。<sup>(59)</sup>

### おわりに

本稿では、国の行政機関または自治体の保有する裁判記録の公開、とりわけ個人情報の開示を中心に考察してきたが、<sup>(60)</sup>民訴法上、原則として何人も「訴訟記録」を閲覧することが可能であるのだから、裁判記録およびそこに含まれる情報は開示されるべきであろう。

もつとも、【事例二】高知地裁判決が示すように、医療過誤訴訟など秘匿性の高い情報の開示が個人の私生活を破壊することも否定し得ない。したがって、裁判記録中の個人情報情報を公領域情報として開示するにあたっては慎重であるべきであろう。かかるプライバシー侵害の問題について、条例の解釈により解決策を提示した【事例一】高松高裁判決のプライバシー性を重視する立場には異論はないものの、裁判記録の公領域情報該当性の消極的な解釈は、およそプライバシーとまではいえない情報までもが個人情報に該当するとして非開示としてしまうと考えられる。<sup>(61)</sup>その結果、公領域情報の例外的開示規定の意義を失わせ、かえって非開示情報の範囲を拡大し、情報公開の趣旨が損なわれてしまうきらいがある。

個人識別型において、個人情報情報を非開示の対象とする理由は、究極的にはプライバシー保護であることは言うまでもない。それゆえ、「訴訟記録」に含まれる情報のなかにプライバシーとして秘匿性の高い情報については、【答

申例三)や【答申例六】のように、裁判所による閲覧制限なされた場合には非開示とする、または利益衡量により個別的な検討を通じて開示の可否の判断をおこなうのが現実的であろう。もともと、このような解釈も、情報公開法および個人識別型の条例における公領域情報の扱いについては一括して定型的に公開することが例外的開示規定の趣旨であるとするならば、部分公開という手法に問題がないわけではない。<sup>62</sup> かかる問題の解決の一つとして、例外的開示規定に部分公開に関する調整規定を挿入するといった立法的な解決が考えられるのではないだろうか。<sup>63</sup> しかしながら、根本的な解決としては、情報公開と裁判記録中のプライバシー保護を詳細に検討し、衡量を通じて開示の適否を判断するために、個人識別型の情報公開規定そのものを再検討することであろう。<sup>64</sup>

(1) 刑事訴訟法五三条の趣旨をうけて制定された刑事確定訴訟記録法は、同法四条二項二号において、「被告事件が集結した後三年を経過したとき」について保管記録を閲覧させないものとしており、また三年を経過する前においても、「弁論の公開を禁止した事件のもの」(同一号)、および「公の秩序又は善良な風俗を害することとなるおそが認められるとき」(同一号)、「犯人の改善及び更正を著しく妨げることとなるおそが認められるとき」(同四号)、「関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそがあるとき」と認められるとき(同五号)について保管記録を閲覧させないこととなっており、確定訴訟記録の閲覧には過度の制限が課されている。また、刑事訴訟法五三条の二によると、訴訟に関する書類及び押収物については情報公開法等の適用はされないこととなっている。かかる制約は、憲法八二条に定める「公開の裁判」原則の趣旨からすると、過度の閲覧制限といえよう。したがって、刑事確定訴訟記録の閲覧の現状は、裁判への「知る権利」が十分に保障されておらず、違憲の疑いが強いと考えられる。なお、二〇〇〇年五月に制定された犯罪被害者保護法において、裁判所が犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の申し出があるときに、検察官および被告人または弁護人の意見を聴いた上で、被害者等の損害賠償請求権行使のために必要が認められる場合その他正当な理由があること、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないことを認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができると定める(同法三条一項)。しかし、同法は、公判記録の閲覧及び謄写の請求者を



被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士に限定しており、「裁判の公開」原則を補完するまではいえないであろう。

(2) 個人情報情報のほか、「訴訟記録」に含まれる法人情報にかかる非開示処分についても争点となるが、この点については後掲注(60)の事例を参照。

(3) 例えば、民訴法における「訴訟記録」がいかなる書類を指すか、という点については、秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎「高田裕重・福田剛久・山本和彦」コメンタール民事訴訟法(2)〔日本評論社二〇〇六〕二一三頁を参照。

(4) 高知県情報公開条例三条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない。」と定める。また、同六条は、「実施機関は、公文書の開示の請求があつたときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。」とし、同条一項二号は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」とし、次いで、ただし書アは「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」と定め、ただし書イは「公表を目的として作成し、又は取得した情報」については例外的に開示するよう定めている。

(5) 判例自治二八八・一七。判例評釈として、下井康史「訴訟に記載された訴訟当事者等の個人情報情報の公領域情報該当性」季報情報公開・個人情報保護第二〇巻(二〇〇六・三)三五頁。

(6) 判例自治二八八・一二。判例評釈として、石森久広「訴訟記録に記載された氏名等・押印された個人の印影」季報情報公開・個人情報保護第二三巻(二〇〇六・一二)四四頁、村田哲夫・岸本孝之「プライバシー保護に揺れる訴訟記録原則公開」判例自治二九四号(二〇〇七・一〇)四頁、及び村上博「訴訟記録情報部分開示処分取消請求事件」判例自治二六九号(二〇〇七・一二)九一頁を参照。なお、【事例二】高松高裁判決を受けて被控訴人・原告により上告がなされたが、平成二〇年一月一五日に最高裁第三小法廷は上告を棄却し、高裁判決が確定した(判例集未登載)。

- (7) 上福岡市情報公開条例六条一項一号ただし書アは「法令又は条例…の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」については開示の方法が閲覧・写しであるか否かに関わらず、公領域情報として例外的に開示することを定めている。
- (8) 判例集未掲載。
- (9) 最高裁ホームページ。
- (10) 岐阜県情報公開条例六条一項一号ただし書イは「法令及び条例…の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報」について例外的に開示することを定めている。
- (11) 判例集未掲載。
- (12) 最高裁ホームページ。判例評釈として、松村雅生「ゴルフ場開発文書」季報情報公開・個人情報保護第一八巻(二〇〇五・九)一八頁。
- (13) 例えば、内閣府審査会平成一八年度答申第二〇五(二〇〇六「平一八」・七・三二)、同平成一九年度答申第六八号(二〇〇七「平一九」・五・二八)、同平成一九年度答申第七三号(二〇〇七「平一九」・五・三〇)、同平成一九年度答申第五四〇号(二〇〇八「平二〇」・三・三二)、同平成一九年度答申第五四二(二〇〇八「平二〇」・三・三二)及び同平成二〇年度答申第三九二号(二〇〇八「平二〇」・一一・二二)を挙げることができる。
- (14) 消極的な答申の傾向としては、裁判記録について一律的に公領域情報該当性を否定する【答申例四】および【答申例五】と、他には【答申例六】のように、「訴訟記録」中の個々の個人情報を検討し、プライバシー保護を理由として一部の公領域情報該当性を否定するものに分類される。もともと、消極的な答申は【答申例四】および【答申例五】の考え方が少なくない。例えば、北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第三四号(二〇〇六「平一八」・一一・六)、大阪市情報公開審査会答申第一三〇号(二〇〇〇「平一二」・八・一四)、上福岡市情報公開・個人情報保護審査会答申第二号(二〇〇二「平一四」・四・一二)、東京都情報公開審査会答申第二四一号(二〇〇四「平一六」・二・二六)、同審査会答申第四一四号(二〇〇八「平二〇」・六・一三)を挙げることができる。
- (15) 宮沢俊義『菅部信喜補訂「全訂日本国憲法」(日本評論社一九七八)六九八―九九頁、伊藤眞『民事訴訟法第三版』(有斐閣二〇〇四)二二五―二六頁。

- (16) 刑集一二卷二号二五三頁、判時一四五号六頁。
- (17) 民集四三卷二号八九頁、判時一二九九号四一頁、判夕六八九号二九四頁。
- (18) 判時一三四〇号一四五頁、判夕七二六号一四四頁。
- (19) 宮沢Ⅱ芦部・前掲注(15) 六九八頁。
- (20) 例えば、刑事確定訴訟記録の閲覧に関する刑事訴訟法五三条一項の「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」との規定は、憲法八二条一項の趣旨をうけて、「知る権利」を訴訟記録面に及ぼして具体化したものであるとの見解もある(佐藤幸治『憲法第三版』(青林書店一九九五「平成七」年)三一六―一七頁、五四〇―四二頁)。この見解からすると民法における訴訟記録閲覧制度も「知る権利」を具体化したものと解することができる。
- (21) 杉原泰雄『憲法Ⅱ』(法学書院一九八九)三九一―九三頁。
- (22) 野中俊彦Ⅱ高橋和之Ⅱ中村睦男Ⅱ高見勝利『憲法Ⅱ第四版』(有斐閣二〇〇六「平一八」)〔野中俊彦執筆〕二五四頁。
- (23) 松井茂記『情報公開法第二版』(有斐閣二〇〇三)四五五頁。
- (24) 樋口陽一Ⅱ中村睦男Ⅱ佐藤幸治Ⅱ浦部法穂『注解 法律学全集 憲法Ⅳ』(青林書院二〇〇四)〔浦部法穂執筆〕一六四―六五頁。
- (25) 例えば、憲法八二条「裁判の公開」原則は判決書の公開を要求するとの見解がある(宮沢Ⅱ芦部・前掲注(15) 六九八―九九頁)。
- (26) 三宅省三Ⅱ塩崎勤Ⅱ小林秀之『注解民事訴訟法【Ⅱ】』(青林書院二〇〇〇)〔森脇純夫執筆〕二五三頁。
- (27) 秋山他・前掲注(3) 二一三頁。
- (28) 三宅他・前掲注(26) 二五四頁。
- (29) 同・二五四頁。
- (30) 斉藤秀夫Ⅱ小室直人Ⅱ西村宏一Ⅱ林屋礼二編著『注解民事訴訟法第二版(4)』(第一法規一九九二) 六五頁。
- (31) 秋山他・前掲注(3) 二一五頁。
- (32) 同・二一五頁。
- (33) 同・二一五頁。

- (34) 秋山他・前掲注(3) 二一六頁。または、菊井維大「村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅰ(補訂版)』(日本評論社一九九三)一〇〇一頁を参照。
- (35) 秘密保護のための手続の創設の経緯については、例えば、加藤新太郎「民事訴訟法における秘密保護の手続」(塚原朋一「園尾隆司」柳田幸三「加藤新太郎編集『新民事訴訟法の理論と実務(上)』(ぎょうせい一九九七)三六七―三九一頁を参照。
- (36) 閲覧制限の申立て時期については、法や規則による制限は特に定められていない。例えば、三宅他・前掲注(26) 二七一頁を参照。
- (37) 営業秘密として民法九二条一項二号により保護の対象となるのは、不正競争防止法二条四項に定める営業の秘密である。すなわち、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の地形活動に結うような技術条又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」が秘密の対象となる。営業秘密の例として、製品の設計図や製法、工程、製品の原価等のデータ、顧客名簿、販売マニュアル等とされる(三宅他・前掲注(26) 二六七頁)。
- (38) 秋山他・前掲注(3) 二二〇頁。
- (39) 佐上善和「秘密保護と訴訟記録の閲覧の制限」(竹下守夫「今井功編『講座新民事訴訟(Ⅰ)』(弘文堂一九九八)三四五頁)。
- (40) 秋山他・前掲注(3) 二二二頁。また、加藤・前掲注(35) 三七五頁では、訴訟記録の閲覧等の制限は例外であるとして、「秘密の重大性(重大な秘密であること)、秘密開示に伴う支障の顕著性(その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること)が要件となり、具体例として、薬害HIV訴訟における原告であるHIV患者の氏名等を特定する事実、当事者が重大な犯罪を犯して刑罰を受けた事実、性的被害者の氏名等を特定する事実があげられる」とする。
- (41) 三宅他・前掲注(26) 二六六頁。
- (42) 同・二六七頁。
- (43) 同・二七三―七四頁。
- (44) 秋山他・前掲注(3) 二一六頁。

- (45) 三宅他・前掲注(26)二五四頁。
- (46) 「訴訟記録」の原則公開については、やや楽観的であるとし、むしろ裁判所の庁舎改築や管理体制の強化にもなつて閲覧の状況が悪化しているとの指摘もある。例えば、飯島勝彦「司法の情報公開」法時七〇巻六号(一九九八・六)六一―六二頁を参照。
- (47) 憲法八二条の「裁判の公開」原則は裁判の公正さと裁判への信頼の確保をすることを目的としていることから、国民の裁判へのアクセスや情報の入手を可能な限り保障することが憲法上の要請であると考えられる。それゆえ、「訴訟記録」は、実際の裁判が公正に行われているかを知るうえで唯一の公的な記録と考えられることから、訴訟記録閲覧制度は、「知る権利」を保障する情報公開制度と同様の制度として考えられるべきであろう。現在の訴訟記録閲覧制度(刑事確定訴訟記録の閲覧制度も含め)は、情報公開制度が着実に社会に浸透する今日において、一般人に対して「閲覧」のみを認めるに過ぎない。この点で現行制度は過度の制約を伴っているゆえ、時代錯誤の感を否めない。
- (48) 例えば、大西達夫「情報公開条例における非公開個人情報該当性の解釈について」判タ一〇二五号五三頁を参照。
- (49) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』(第4版)(有斐閣二〇〇八)六二頁。
- (50) 総務省行政管理局「詳解 情報公開法」(財務省印刷局二〇〇二)四八―四九頁。
- (51) 同・四六九頁を参照。
- (52) 宇賀・前掲注(49)五八頁。
- (53) 例として、土地改良事業地区換地計画書については、土地改良法の縦覧期間経過後において何人も閲覧できないことは公開によりプライバシー侵害の問題が発生すると、福井地判一九九四「平六」・五・二七(判例自治一三八号二〇頁)とその控訴審の名古屋高判一九九五「平七」・一・三〇(判タ八八四号一三三頁)は例外的開示を消極的に解している。また、土地登記簿上の不動産情報が真実の権利関係を反映していないことから、不動産登記法上閲覧可能であるとしても例外的開示には当たらないとして札幌高判一九九七「平九」・四・三〇(判例自治一六九号二六頁)は消極的に解しているが、その原判決である札幌地判一九九四「平六」・一〇・一三(判例自治一三三号一二頁)は例外的開示を認めている。これら裁判例の検討として、大西・前掲注(48)五三頁以下、及び宇賀克也『ケースブック 情報公開法』(有斐閣二〇〇二)一九―二二頁を参照。このほか、別居中の内妻に係る児童手当等の受給情報のうち受給者である内妻の住所の開示請求につき、

かかる情報が、住民基本台帳法上何人に対しても閲覧公開される住民基本台帳に記載されることから、公領域情報に該当するか否かが争われた事例において、大阪地判二〇〇八〔平二〇〕・一・一六(判タ一二七一号九〇頁)は、住民基本台帳の閲覧請求者の請求の目的が不当である場合には請求を拒むことができ、住民基本台帳及び住民票記載事項の一部(氏名、出生年月日、性別、住所)の写しの閲覧ができるとも閲覧には条件が設定されていること、住民基本台帳法の改正の変遷などから、個人の住所については公領域情報には該当しないと消極的に解している。

(54) 運用基準は <http://www.pref.kochi.jp/~kensei/jouhou/kasyaku.pdf> に掲載 [二〇〇九年五月四日確認]。

(55) 大西・前掲注(48) 五四頁。

(56) 【事例一】高松高裁判決では、プライバシー保護をうたって条例三条を適用するが、判決で示されている条例三条の解釈の射程については、医療過誤訴訟のセンシティブな情報(患者の氏名、生年月日、病名など)の開示の適否が争われた事例に限られるのか否かは明らかではない。

(57) 下井・前掲注(5) 三六頁、及び村上・前掲注(6) 九一頁。

(58) 判例自治二八八号一八頁。

(59) 裁判の係属中に「訴訟記録」が閲覧の状態におかれ、同時に情報公開請求によって当該記録が開示の対象となった後、訴訟当事者から訴訟記録閲覧制限の申立てがなされた場合の対応が問題となるであろう。プライバシー保護の観点からすると、「訴訟記録」の閲覧制限が認められた場合には、当該記録について情報公開制度の下でも非開示が望ましいことは確かである。しかしながら、当事者が訴訟記録となる準備書面や書証等を提出して速やかに閲覧制限の申立てをすべきところを、相当期間閲覧可能な状態におかれていたのであれば、プライバシーとして保護する利益が減少すると考えることもできよう。

(60) 個人情報の開示のほか、訴訟記録に含まれる法人情報の開示も考察すべき重要な論点であることは間違いない。管見では、この論点についての裁判例は見受けられないが、自治体の答申のなかには数例が散見される。例えば、「名古屋地方裁判所平成18年(ワ)第五〇三号損害賠償請求事件(耐震偽装裁判)に係る訴状」の公開請求において、「愛知県以外の被告の責任を具体的に記載した部分」及び「損害額の積算に関する部分」については、前者が営業上のノウハウが記述されていることから会社等の正当な利益が失われると認められ、後者については、会社の経済状況、財務状況などの情報であるこ

とから公開された場合には会社の正当な利益を害するとして非開示となった。このような一部非開示に対しては、当該文書は訴状であることから訴訟記録閲覧制度によって閲覧の状態におかれているために、開示すべきであると異議申立人は主張するが、愛知県情報公開審査会平答申第四二五号（二〇〇八「平二〇」・五・二〇）は、訴訟記録閲覧制度はあらゆる場合に閲覧を認める制度ではないため記録が広く公にされているとまでは認められないとして開示に消極的な見解を示し、原決定を支持している。これに対して、積極的に解する事例として次のものがある。ある法人の特定年度の「固定資産評価証明書」の開示請求に対して事務事業情報に該当するとして非開示の決定がなされたことにつき、東京都情報公開審査会答申第二一三号（二〇〇三・一・二〇）は、「固定資産評価証明書」は第三者に開示するものではないが、後に、係争中の訴訟において開示請求の対象となっていた固定資産評価証明書が当該法人によって提出され、民法九一条一項に基づき閲覧可能な状態におかれたため、実施機関の判断時以後の事情の変化を考慮し、「非開示を維持すべき実質的理由がない」として開示の答申を出す例もある。また、法人に関する情報の掲載された裁判記録の開示に積極的な答申を提出している。横須賀市情報公開審査会答申第七号（二〇〇五「平一七」・九・二二）は、裁判記録の公開に積極的な答申を提出している。ただ、裁判記録中の法人情報については、個人情報のような例外的開示の規定が置かれていないため公領域情報該当性は是非ではなく、記録に含まれる情報の法人情報該当性が問題となる。「訴訟記録」が訴訟記録閲覧制度の下では閲覧できる状態にもかかわらず、「訴訟記録」と同一内容の裁判記録が情報公開制度の下では開示されないのであれば、それは情報公開制度の趣旨を損なうといえよう。

(61) 水戸市情報公開・個人情報保護審査会平成一九年答申第三号（二〇〇七「平一九」・一二・二七）でみられたように、訴訟記録閲覧制度の下ではプライバシー侵害が成立しにくく閲覧拒否がなされない公人の氏名までも、情報公開制度の下で個人情報情報に該当するとして非開示になることもありうる。

(62) なお、公領域情報該当性の個別的な判断に対しては、大阪地判二〇〇八「平二〇」・一・一六（判タ二二七一・九〇）は、「公領域情報は、法令又は慣行により慣行により何人も知りうる状態に置かれているか、将来の一時期までにそうなることが予定されている情報であつて、その該当性の判断を定型的に行うことのできるものと解すべきであり、利益衡量によって個別的な判断を行うことは予定されていない」と論じている。この指摘は興味深い。

(63) 例えば、仮に【事例一】のように公領域情報であっても条例三条により非開示もありうるとする、二段階の検討が行わ

れば必要以上に非開示情報の範囲が拡がるおそれがあることから、「何人も閲覧できる」を運用実態等の総合考慮による解釈を通じて文言を明確化していく方向がとられるべきとの指摘がある（石森・前掲注（6）四三頁）。

（64）

情報公開法の見直しのなかでも個人識別型の非開示規定が議論の対象となっており、この問題点に関する検討は、三宅弘「情報公開法の見直しと残された課題」獨協ロー・ジャーナル二号（二〇〇七・二）七一―四頁においてなされている。